

ねんきん「コーナー」

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成31年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬に日本年金機構本部から送付する予定としていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和2年2月上旬に送付する予定です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された方の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

同証明書については、左記にお問い合わせください。

○社会保険料(国民年金保険料)控除証明書についてのお問い合わせ

【年金加入者ダイヤル】

・ナビダイヤル

☎ 0570-003-004

・050から始まる電話からは

☎ 03-6630-2525

【受付時間】

・月～金曜日

午前8時30分～午後7時

・第2土曜日

午前9時～午後4時

・祝日(第2土曜日を除く)

午前8時30分～午後7時

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話などからおかけになる場合は通常料金がかかります。

※「☎ 03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常料金がかかります。

※間違い電話が発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

住民票などへ旧姓(旧氏)の併記について

住民票に旧姓(旧氏)を併記するための請求手続きをすることにより、住民票などに旧姓(旧氏)が併記できるようになります。

◆旧姓(旧氏)を記載した場合

住民票、印鑑登録証、マイナンバーカードなどに現在の氏と旧姓(旧氏)の両方が記載されます。ただし、旧姓(旧氏)を省略した証明書は交付できません。また、旧姓(旧氏)での印鑑登録が可能になります。

◆旧姓(旧氏)が記載される利便性

各種の契約や銀行口座が旧姓(旧氏)のまま引き続き使えます。また、就職や転職など仕事の場面でも旧姓(旧氏)で本人確認ができるようになります。

◆旧姓(旧氏)併記の申請について

申請は本庁住民課、佐賀支所地域住民課で受け付けます。初回は

戸籍謄本に記載されている氏の中から1つ選んで併記できます。

◆申請するための準備物

・使用したい旧姓(旧氏)から現在の氏に記載されたすべての戸籍謄本

・マイナンバーカード

・マイナンバー通知カード(マイナンバーカードをお持ちでない方)

・本人確認書類(免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)

写真付きの公的な証明書がない場合、保険証と年金手帳などの2点のご提示で本人確認をします。

◆旧姓(旧氏)の併記をやめることができます

申請により旧姓(旧氏)を削除することが可能です。窓口で所定の届出書を提出してください。

再び併記を希望する場合は、氏名変更になった時に限り新たに生じた旧姓(旧氏)の中から1つ選ぶことが可能です。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 55-3701